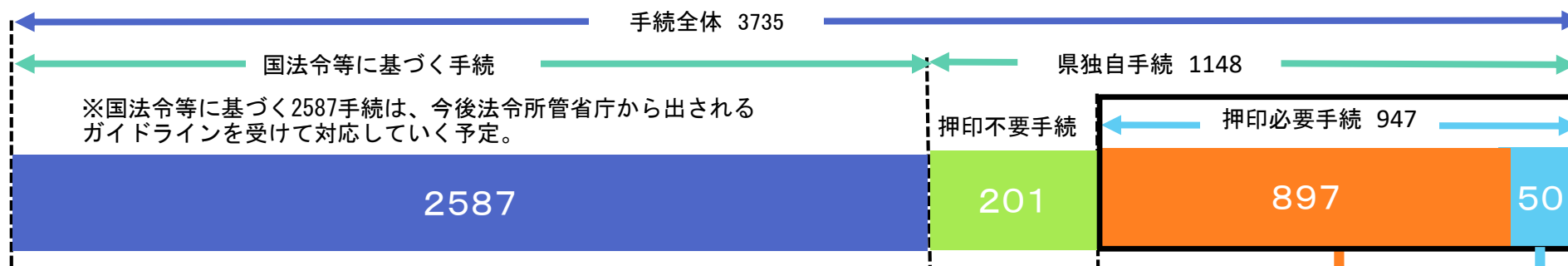


行政手続及び内部手続における押印見直しの取組状況

【行政手続：県民・事業者が県に申請を行う手続】



押印廃止の方向で検討中 897手続 うち83手続は廃止決定

(行政財産貸付(使用許可)申請、県単独補助金申請、後援名義使用申請等)

- ・ 押印必要手続947手続の95%にあたる897手続が年度内に廃止の方向で検討中。今後代替手段、廃止時期等について精査を進める。

押印存続も含め検討中 50手続

【主な内訳と課題】

- ①実印+印鑑証明で厳格な確認をしている手続について、同等の代替措置の検討が必要。
(15手続：例 奨学金貸与の連帯保証)
 - ②申請者以外の第三者の法人が証明する証明書等において、押印に代わる法人の意思確認手段の検討が必要。
(13手続：例 修学資金返済免除に係る勤務先の就業証明)
 - ③権利・義務に係る法人の意思確定の確認方法で、押印に代わる手段の検討が必要。
(12手続：例 工業用水権利又は義務の譲渡承認申請)
- ⇒上記手続は同種の法定手続の動向を参考に検討を進める。
その他の手続(10手続)は必要性も踏まえ引き続き検討を進める。

【内部手続：人事、会計、庶務関係等の行政内部の手続】

押印廃止の方向で検討中 全601手続 うち163手続は廃止決定

(休暇等の各種申請、工事実施にかかる各種届等)

- ・ 押印必要601手続は全て年度内に廃止の方向で検討中。
- ・ 会計規則に基づくものについても、廃止できるものは年度内に廃止の方向で検討中。入札や契約等にかかる手続は、国等の動向をふまえながら対応していく予定。

